

熊本県自治医科大学卒業医師の勤務及び研修の取扱いに関する要綱

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、へき地等における住民の医療の確保及び向上を図るため、自治医科大学卒業医師（医師国家試験合格後、医師免許の申請手続中の者を含む。以下「医師」という。）の勤務及び研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(義務年限)

第2条 医師が次条に規定する勤務等をすべき期間（以下「義務年限」という。）は、自治医科大学医学部修学資金貸与規程に基づき、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間とする。

2 義務年限の起算日は、本県職員として採用された日とする。

第 2 章 へき地等における勤務

(勤務期間等)

第3条 医師は、原則として義務年限の2分の1以上の期間を、別表1のへき地等の医療機関に勤務するものとする。

2 医師は、前項に規定する期間を除く期間においては、別表2に定める公的医療機関等に勤務し、若しくは別表3に定める研修病院において研修を行うものとする。

(派遣方法)

第4条 医師のへき地等における勤務の形態は、次のとおりとする。

- ① 市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が開設する公的医療機関に勤務する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づく派遣とする。
- ② 市町村等以外の者が開設する公的医療機関等に勤務する場合は、公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成13年熊本県条例第53号）第2条に基づき派遣するものとする。

(身分)

第5条 医師は、派遣期間中は県職員の身分と派遣先の市町村等及び公的医療機関等の職員の身分を併せて有するものとする。

(給与)

第6条 医師の給与（退職手当を除く。）は、派遣先の関係法令の規定を適用し、派遣先が支給する。ただし、給料、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、熊本県の関係法令の定めるところによる。

(昇級、昇格等)

第7条 知事は、医師の給料が昇級、昇格等により異動した場合は、速やかにその旨を派遣先の長に通知するものとする。

(旅費等)

第8条 医師の旅費（赴任旅費を含む。）及びその他の給付については、派遣先の関係法令の規定を適用し、派遣先が支給する。

(服務等)

第9条 医師の服務については、派遣先の関係法令の規定を適用する。

- 2 医師の分限及び懲戒については、熊本県の関係規程により、熊本県が行うものとする。
ただし、派遣先の職務に関する義務違反については、派遣先の関係規程に基づき、派遣先が懲戒を行うことが出来る。この場合において、派遣先は、そのつど熊本県と協議するものとする。

(公務災害補償)

第10条 医師の公務上の災害及び通勤途上の災害については、派遣先の長が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき認定請求の手続きを行うものとする。

(派遣要請)

第11条 医師を要請する公的医療機関等の開設者は、派遣要請書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

(派遣医療機関)

第12条 知事は、前条の要請に基づき、医師が勤務する医療機関を決定するものとする。

(協定)

第13条 知事は、前条に基づく派遣については、派遣先の長と職員の派遣に関する協定を締結するものとする。

(適用除外)

第14条 第7条から第11条までの規定は、第4条第2号に基づく派遣の場合は適用せず、その取扱いについて必要な事項は派遣先と協議のうえ、別に定めるものとする。

第 3 章 研 修

(通則)

第15条 研修は、医師法第16条の2の規定による臨床研修及び後期研修とし、熊本県職員研修規程（平成9年熊本県訓令第45号）第3条に規定する「部局研修」とする。

- 2 臨床研修の研修先は、別表3に定める研修病院のうち本県内に所在するものの中から知事が決定する。ただし、知事が特に必要と認める場合には、別表3に定める研修病院のうちから本県内に所在するもの以外の医療機関を研修先とすることができる。
- 3 後期研修の研修先は、医師の希望を勘案し、別表3に定める研修病院のうちから知事が決定する。ただし、知事が特に必要と認める場合には、別表3に定める研修病院以外の医療機関を研修先とすることができる。

(研修時期及び期間並びに研修方法等)

第16条 臨床研修は、原則として採用直後の2年間とし、内科、外科、小児科、産婦人科及び救急診療部門等関連各科にわたるローテーション方式により行うものとする。

- 2 臨床研修は、医籍に登録されるまでの期間は、研修方法が医師法に抵触しないよう配慮するものとする。
- 3 後期研修は、原則として臨床研修終了後3年間へき地等に勤務した後の1年間とし、研修の方法は、知事と研修先の医療機関と協議し決定するものとする。
- 4 研修期間は、義務年限に含めるものとする。

(後期研修の特例)

第17条 知事は、特に必要があると認められる場合においては、1年を限度として後期研修の期間を延長することができる。ただし、延長された期間は義務年限に含めないものとする。

2 前項の規定により研修を受ける医師の取扱いについては、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年熊本県条例第71号）第2条に基づき職務専念義務を免除し派遣するものとし、この場合においては、第6条から第14条の規定を準用する。

(給与)

第18条 研修期間中の医師の給与は、本県の関係規程に基づき、県が支給する。

(旅費)

第19条 後期研修に伴う赴任旅費及び帰任旅費は、本県の関係規程に基づき、県が支給する。

2 研修期間中の学会出席等旅費については、知事が必要と認めるものについて、支給する。

第4章 雑則

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。ただし、第3条及び第15条の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成12年6月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年2月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年3月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年（2022年）1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）1月19日から施行する。

熊本県自治医科大学卒業医師の勤務及び研修の取扱いに関する要綱 に定める医療機関名

別表 1

へき地等の医療機関名
産山村診療所
阿蘇医療センター波野診療所
北部へき地診療所
緑川へき地診療所
井無田へき地診療所
八代市立下岳診療所
八代市立椎原診療所
国保水俣市立総合医療センター 附属久木野診療所
芦北町国保吉尾温泉診療所
芦北町国保吉尾温泉診療所 大岩出張所
槻木診療所
水上村立古屋敷診療所
五木村診療所
上天草市立湯島へき地診療所
教良木診療所
国保天草市立御所浦北診療所
山都町包括医療センター そよう病院
球磨郡公立多良木病院
上天草市立上天草総合病院
阿蘇医療センター
小国公立病院
国保天草市立河浦病院
国保天草市立新和病院
天草市立栖本病院
国保天草市立御所浦診療所

別表 2

公的医療機関名
国保水俣市立総合医療センター
人吉医療センター
熊本県健康福祉部
熊本県病院局

別表 3

研修病院
熊本大学病院
熊本赤十字病院
国立病院機構熊本医療センター
自治医科大学附属病院
自治医科大学附属 さいたま医療センター

注)別表1に定める医療機関と別表2に定める医療機関とを兼務する
場合においては、要綱第3条第1項に規定するへき地等に勤務する期
間を2分の1として換算する。

ただし、この場合において、別表1に定める医療機関の管理者と
なる場合は、この限りでない。